

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三百十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十八年七月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木

木

武

目次

- ◇告示 健康保険法等に基く保険医の指定
- 健康保険法等に基く保険医の指定取消
- 健康保険法等に基く保険医の異動
- 県道路線の廃止
- 七月臨時県議会において議決になつた追加予算等
- 農業災害補償法に基く基準共済掛金率等解の指定
- ◇公告 農業災害補償法に基く各共済目的別共済金額等の基準額の設定

診療科名

名称 住所

氏名

指定年月日

内、小兒科
産、婦人、小兒科

早瀬医院 八頭郡河原町河原
天野医院 東伯郡泊村大字園

早瀬 啓 昭和二十八年六月一日
天野 守 " 六月三日

内、小児科 八橋診療所 // 八橋町一、四九五 野村敦義 // 六月四日
 齒科 岡本齒科医院 米子市加茂町一丁目三六 岡本孝 // 六月十九日
 " 中村齒科医院 鳥取市立川町二丁目 中村忠文 // "
 外、産、婦 遠藤医院 日野郡江府町江尾 遠藤正人 // 六月二十七日
 人科 東伯郡東郷町松崎 湯浅義雄 // 六月十日
 内、外、小 東郷診療所 東伯郡東郷町松崎
 兒科

鳥取県告示第三百十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医の指定を次のとおり取り消した。

昭和二十八年七月十七日

鳥取県知事職務代理者
 鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県告示第三百十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和二十八年七月十七日

鳥取県知事職務代理者
 鳥取県副知事 鈴木 武

診療科名	診療所	氏名	取消事由	取消年月日
耳鼻咽喉科	鳥取赤十字病院 西町一	原北泰雄	普外転出	昭和二十八年六月二十四日

診療科名	名称	住所	新	在	旧	移動事由	氏名	異動年月日
齒科	田村齒科医院	鳥取市東品治町一〇ノ一三				住所変更	田村 威	昭和二十八年六月一日
"	宮田齒科医院	東京都江戸川区小岩町二丁目二、七九四番地					宮田 正	七月一日

鳥取県告示第三百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基き次の県道の路線を昭和二十八年五月十八日廃止した。

昭和二十八年七月十七日

鳥取県知事職務代理者
 鳥取県副知事 鈴木 武

整理番号 路線名 起終点 重要な経過地

1 米子 勝山線 米子市国道九号線分岐 日野郡根雨町四十曲峠果境 日野郡溝口町、江府町、根雨町

12 智頭 広戸線 八頭郡智頭町役場 智頭町里尾峠 八頭郡智頭町

一二六 千屋 根雨線 日野郡根雨町明智峠果境 根雨町大字高尾

鳥取県告示第三百十九号

昭和二十八年七月九日臨時県議会の議決を經た昭和二十八年年度鳥取県歳入歳出追加予算及び昭和二十八年年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加予算は、次のとおりである。

昭和二十八年七月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

昭和28年度鳥取県歳入歳出追加予算

6	歳入	歳出	追加予算額
1	国庫支出金		40,791,000
2	国庫負担金		33,350,000
	国庫補助金		7,441,000
7	寄附金		379,000

1	寄附金		379,000
11	県債		30,320,000
	1 県債		30,320,000
	歳入合計	歳出	71,490,000
4	土木費		60,000,000
6	災害復旧費		60,000,000
8	産業経済費		11,490,000
3	林業費		7,490,000
10	耕地事業費		4,000,000
	歳出合計		71,490,000
	昭和28年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加予算		

一 基準共済掛金率及びその負担区分等
水 稻

3	歳入	歳出	追加予算額
1	繰入金		350,625
	1 財産金繰入		350,625
	歳入合計		350,625
2	歳出	追加予算額	
1	災害救助費		350,625
	1 災害救助費		350,625
	歳出合計		350,625

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

昭和二十八年七月十七日

鳥取県告示第三百二十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条の規定に基づき、昭和二十八年産から昭和三十一年産までの水稻、昭和二十八年産から昭和三十一年産までの陸稻、春蚕繭、夏秋蚕繭に適用する基準共済掛金率及びその負担区分等を次のように定める。

危険階級	収量区分	基準共済掛金率	負担区分	組合数	農業共済組合名
1 甲	CB	四三〇%	二二〇%	四	宇野、神戸、赤碓、大伊
1 乙	BA	三二五%	一七五%	三	境、住吉
1 丙	BA	二九二%	一四二%	六	古布庄、明治、御来屋、賀露、若桜、東長田、福生
2 甲	CB	二八五%	一四〇%	五	泊内、吉岡、福米、竹田、加茂、富沢
				二	阿昆縁

3 乙	3 甲	2	1 乙	1 甲	春 蚕 繭	4	3	3	3	2	1
						CB	CB	CB	CB	CB	CB
						二、三、六六	一、四、六五	二、五、〇九	三、一、七〇	三、四、三三	三、七、一五
						九、六、四九	一、二、三六	一、九、四九〇	二、四、七〇〇	二、六、八三三	三、六、四六六
五、三、七	三、三、九	五、五、九	七、〇、〇	七、六、〇九	八、二、二一						
三、六	三、六	三、三	三、三	三、三	三、二	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一	三、一
住吉、宇野、舍人	上道、中浜、彦名、夜見、富益、崎津	外江、大篠津、和田、余子、渡、成美	大山、多里	蒲安、赤碓、下郷	稲葉、社(東伯)光德、高城、明治、溝口	名和、灘手、大幡、南谷	古布庄、逢坂(西伯)下中山、八橋、上郷、上中山	矢送、小田、八郷、果、庄内	以		

陸 稻	4 丙	4 乙	4 甲	3 丙	3 乙	3 甲	2 丙	2 乙	4	3	2	2									
									C	A	CB	A	CBA	BA	C	B	A	CBA	B	C	BA
									一、七、〇〇	一、八、六七	二、〇、三三	二、一、六六	二、二、五五	二、三、〇〇	二、三、五三	二、三、六八					
									〇、八、四八	〇、九、三三	〇、九、三三	一、〇、四九	一、一、三七	一、二、二四	一、二、五九	一、三、六六					
〇、八、七三	〇、九、五六	一、〇、一〇	一、〇、卅九	一、一、六六	一、二、四六	一、二、七四	一、三、五三														
六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三									
富益、崎津、和田、大篠津、中浜、余子	米里、灘手、河原、面影、松保、美穂、勝谷、郡家、大和	渡、夜見、神奈川、上道、千代水、津ノ井、那岐、鹿野	伯小、鴨所子、瑞穂、散岐、美保、北谷、高城、大御門、社(東)	丹比、由良、豊実、西郷(東伯)鳥取、逢坂(気高)倉田	中私、瑞穂、船岡、下郷、中郷、宇倍野、上井、大誠	彭名、山守、末恒、日置、浜村	江尾、山守、末恒、日置、浜村	北条、国英、下北条、淀江、東郷松崎、巖、八郷、三朝	以、西、大岩、橋津、日吉津、東郷、旭、石見	高、八上、用瀬、手間、大、倉吉、高麗	東、山郷、山形	根雨、法勝寺、日光、稻葉、成器、日野、中ノ郷、大茅、福	成美、長瀬、大幡、安部、八東、浅津、花見、榮、天津	浦富、佐治、大山、大和(西伯)車尾、日野上	下中山、果、浦安、尙德	光德、大和、二部、蒲生、富桑、賀野、米子、小田	山上、外江、池田	郷(八頭)小鷺河、勝部	上長田、岩井、上私都、黒坂、小鹿、社(八頭)三德、西	成美、隼、上中山、舍人、八橋、中北条	

三乙	三甲	二乙	二甲	一乙	一甲	夏秋蚕繭	4	
B A C	C B A	C B A	C B A	C B	C B		C B C	
五、〇三三	五、六四九	六、〇七七	六、五八八	七、二一九	九、一六六		一、四九九	
二、一〇八	二、四九六	二、六三〇	二、七七一	三、二二一	四、〇二五		〇、六五七	
二、八四四	三、一八〇	三、三三七	三、六九七	四、〇〇八	五、一七一		〇、七九三	
三四	二四	三	二六	九	一		五〇	
大伊、散岐、上私都、根雨、橋津、二部、宝木、社(八頭)	成美、神戶、安田、逢坂(氣高)、以西、勝部、豊実	佐治、神戶、安田、逢坂(氣高)、以西、勝部、豊実	生、東長、賀野、稲葉	屋敷、北条、大誠、古布庄、上小鴨、幡郷、丹比、大福米	大御門、宇野、余子、長瀬、大和(西伯)上井、八上、御来	津野、井、矢送、国英、池田、春日、智頭、大岩、日吉津、	鹿野、西郷(東伯)成実、加茂、山郷、尙徳	中北条、五千石
船岡、賀露	小鷲河、湖山、中ノ郷	日野上、法勝寺	大國、境、那岐	池田、上小鴨、天津、三朝	倉田、面影、宇倍野、大茅、蒲生、岩井、小田、本庄、(八)	富沢、瑞穂、鹿野、逢坂(氣高)、小鷲河、竹田、小鴨、灘手、日置、中郷、宝	境、上道、西郷(東)小鹿、旭、米子、住吉、福生、江尾、中山、	
美穂、大正、山守、吉岡、大郷、勝谷、上長田、東長田、大崎	美穂、大正、山守、吉岡、大郷、勝谷、上長田、東長田、大崎	美穂、大正、山守、吉岡、大郷、勝谷、上長田、東長田、大崎	美穂、大正、山守、吉岡、大郷、勝谷、上長田、東長田、大崎	美穂、大正、山守、吉岡、大郷、勝谷、上長田、東長田、大崎	美穂、大正、山守、吉岡、大郷、勝谷、上長田、東長田、大崎	美穂、大正、山守、吉岡、大郷、勝谷、上長田、東長田、大崎	美穂、大正、山守、吉岡、大郷、勝谷、上長田、東長田、大崎	

四乙	四甲	鳥取県告示第三百二十一号
C B A C	C B A C	鳥取県身体障害者更生指導所を鳥取県会計規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号)第二條の規定による
二、九五六	四、五九三	麻に昭和二十八年七月十五日指定した。
一、一〇五	二、〇〇六	昭和二十五年七月十七日
一、五六一	二、五八五	鳥取県知事職務代理者
三	三	鳥取県副知事 鈴木 武
中私都、山上、福栄	米里、大正、山形、東郷、江尾	
下私都、米子、住吉、石見	小田、山守、三徳、国中、南谷、用瀬	
勝谷、山守、三徳、国中、南谷、用瀬	岩井、北郷、大徳、倉田、神奈川、所子、渡	
河原、北谷、名和、逢坂(西伯)旭、崎津、面影、灘手、	下郷、上中山、高麗、赤碓、高城、青谷、日置谷、庄内、	
集、鳥取	三朝、吉岡、黒坂、車尾、泉、浦安、社(東伯)本庄	
三朝、吉岡、黒坂、車尾、泉、浦安、社(東伯)本庄		

3			3			2			2		
乙			甲			丙			乙		
C	B	A	C	B	A	C	B	A	C	B	A
三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇
四三〇,七三〇	五三〇,七三〇	六三〇,七三〇	四三〇,八三〇	五三〇,八三〇	六三〇,八三〇	四三〇,九三〇	五三〇,九三〇	六三〇,九三〇	四三〇,〇三〇	五三〇,〇三〇	六三〇,〇三〇
二〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
一三三,七〇〇	一四四,七五〇	一五五,八〇〇	一三三,八〇〇	一四四,八五〇	一五五,九〇〇	一三三,九〇〇	一四四,九五〇	一五五,一〇〇〇	一三三,〇〇〇	一四四,〇五〇	一五五,一〇〇〇
四四〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	六六〇,〇〇〇	四四〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	六六〇,〇〇〇	四四〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	六六〇,〇〇〇	四四〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	六六〇,〇〇〇
五八,一〇〇	六六,八〇〇	七五,五〇〇	五八,二〇〇	六七,九〇〇	七六,六〇〇	五八,三〇〇	六八,〇〇〇	七六,七〇〇	五八,四〇〇	六八,一〇〇	七六,八〇〇
三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇
九一〇,三〇〇	一〇一〇,三〇〇	一一一〇,三〇〇	九一〇,四〇〇	一〇一〇,四〇〇	一一一〇,四〇〇	九一〇,五〇〇	一〇一〇,五〇〇	一一一〇,五〇〇	九一〇,六〇〇	一〇一〇,六〇〇	一一一〇,六〇〇

2			1			1			1			危険階級
甲			丙			乙			甲			
C	B	A	C	B	A	C	B	A	C	B	A	区分量
四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	
五七,九六〇	六三,七六〇	六九,五六〇	五七,〇六〇	六二,八六〇	六八,六六〇	五七,一六〇	六二,九六〇	六八,七六〇	五七,二六〇	六三,〇六〇	六八,八六〇	共済金額
二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	陸
一三三,七〇〇	一四四,七五〇	一五五,八〇〇	一三三,八〇〇	一四四,八五〇	一五五,九〇〇	一三三,九〇〇	一四四,九五〇	一五五,一〇〇〇	一三三,〇〇〇	一四四,〇五〇	一五五,一〇〇〇	
四四〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	六六〇,〇〇〇	四四〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	六六〇,〇〇〇	四四〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	六六〇,〇〇〇	四四〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	六六〇,〇〇〇	春
五八,一〇〇	六六,八〇〇	七五,五〇〇	五八,二〇〇	六七,九〇〇	七六,六〇〇	五八,三〇〇	六八,〇〇〇	七六,七〇〇	五八,四〇〇	六八,一〇〇	七六,八〇〇	
三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	夏
九一〇,三〇〇	一〇一〇,三〇〇	一一一〇,三〇〇	九一〇,四〇〇	一〇一〇,四〇〇	一一一〇,四〇〇	九一〇,五〇〇	一〇一〇,五〇〇	一一一〇,五〇〇	九一〇,六〇〇	一〇一〇,六〇〇	一一一〇,六〇〇	
三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	農家掛金額
九一〇,三〇〇	一〇一〇,三〇〇	一一一〇,三〇〇	九一〇,四〇〇	一〇一〇,四〇〇	一一一〇,四〇〇	九一〇,五〇〇	一〇一〇,五〇〇	一一一〇,五〇〇	九一〇,六〇〇	一〇一〇,六〇〇	一一一〇,六〇〇	農家掛金額

公告

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条の規定による昭和二十八年適用各共済目的別共済金額の基準額並びに農家負担掛金額を次のように定める。

昭和二十八年七月十七日

鳥取県知事 職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

一 昭和二十八年産の各共済目的に適用する反（瓦）当共済金額の基準額及び農家負担掛金額

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印刷所 鳥取県鳥取市東町取

本年度こそは！

良い器材を！！

孔版社の器材で……悪い器材は、使ひにくくすぐ使えなくなつたりします、大変な御損です。

孔版社では、多年の経験と技術的良心に基いて撰定した、最優秀な謄写印刷材料を安く販売して居ります。

尙鳥取駅前に販売部（印刷部連絡所を兼）を開設致しますので、何卒多少に拘らず、御用命下さいませ御願ひ致します。

遠隔地よりの御注文は、郵送又は配達させて戴きます。

予算書、決算書等の印刷は……

技術も設備も山陰一の信頼できる孔版社へ御下命下さい。どんなお急ぎの印刷でも最も安く納期も厳守致します。

謄写印刷と材料の
デパート

鳥取 孔版社

本社——鳥取市西町268（日赤前入）
電 2 7 3 1
出張所——鳥取駅前（うまき旅館前）